

国東市創業支援公募補助金 Q&A

国東市役所 観光・地域産業創造課

○申請要件について

問1 どのような方が対象となりますか。

答1 申請しようとする年度の3月31日までに創業する方、もしくは前年4月1日以降に創業した方が対象となります。

問2 創業とはどのような状態をいいますか。

答2 新たに創業される（新規創業）、事業を営んでいる方が既存の事業と異なる事業を行う（第二創業）、移住してきて事業を開始することの3つを指します。

問3 第二創業の異なる事業はどう判断しますか。

答3 日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号))における小分類が異なる業種かどうかで判断をします。

問4 市内に住所を有し（又は補助事業の完了日までに市内に転入する者）とは申請時は市外に住所を有していても構わないということでしょうか。

答4 その認識で問題ありません。完了届を提出するまで（事業を開始できるような状態となり、補助金の交付をする状態）に住所を移していただきます。

問5 四分野のセミナーは必ず受講する必要がありますか。

答5 必要となります。過去に受講されている方は、その限りではありません。

問6 補助金を申請したいのですが、セミナーを全て参加することができません。そういった場合は申請できませんか。

答6 大分市のおおいたスタートアップセンターにて、同様のセミナーを年間通じて実施しています。補助金申請し、補助金の交付対象となった場合は、完了届を提出するまでに参加できなかった分野の創業準備セミナーに参加し、受講した証明を取得してきてください。

問7 事業を開始できる状態とはどのような状態を指しますか。

答7 必要な資格や営業許可等を取得しておき工事等も済ませ、即座に営業ができる状態を指します。営業許可や開業届を提出するだけでは認められません。

○補助対象事業について

問1 補助の対象となる事業を教えてください。

答1 『雇用の拡大』、『地域経済の活性化』、『地域振興』に繋がることが見込まれる事業で、事業収益によって自立的な事業の継続が可能な事業が対象となります。

問2 どのように対象となるか判断しますか。

答2 申請の際に出していただく創業計画書を基に、審査会にて総合的に判断します。なるべく地域に波及する事業としてください。

問3 補助の対象とならない事業はありますか。

答3 ①系統出荷による収入が主となる農業（林業、漁業）②住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（民泊）③公序良俗に問題がある、または公的資金の用途として不適切な事業が対象となります。

問4 系統出荷とは何ですか。

答4 系統出荷とは、生産者が個別に農作物を市場に出荷するのではなく、農業協同組合（農協）や生産者組合などの団体を通じて出荷する方法のことです。

問5 農産物を個人的に販売する形では認められませんか。

答5 営農が基本となる農業は原則認められません。営農をされたい方は、市役所農政課にて営農の支援事業がありますのでそちらにご相談ください。

問6 農産物等を加工して販売するものは対象となりませんか。

答6 対象となります。

問7 民泊が認められない理由を教えてください。

答7 旅館業法による行政の許可や立地の制限など厳しい条件のあるホテル、簡易宿泊所と比べて行政への届出で開業のできる民泊事業は事業の形態として認めにくいからです。また、営業可能日数が180日以内と定められており、事業の拡大性や収益性向上に結び付きにくいことから対象としていません。民泊と『プラスα』をする計画である場合は、あくまで『プラスα』の部分のみを対象とした申請としてください。具体的には、『プラスα』部分で事業が成り立つ必要があります。民泊の付加価値のような申請や民泊の収益が主となっているような事業については、自立的な事業継続と認められません。

○補助経費について

問1 物件の新築・改装をするにあたり、取り壊しや産廃処分にかかる費用は計上してもいいでしょうか。

答1 事業に必要と認められれば問題ありません。ただし、住居兼事業所とする場合は、住居部分の改装は認めていないため、かかる費用を区別できなければ許可されない場合があります。

問2 広報費とはどのようなものが対象となりますか。

答2 事業の広報を行うための、ホームページ制作・ウェブデザイン・広告を打つ行為などを指します。具体的なことについては、一度ご相談ください。

問3 消耗品はどのように判断されますか。

答3 使用期間が1年未満となるもの又は取得金額が1万円以下のものを想定しています。判断が難しいものについては、一度ご相談ください。

問4 国・県その他機関からの補助金の併用は可能ですか。

答4 国・県から補助金を受ける予定の対象経費は対象となりません。ただし、国・県の補助金を改装費に、市の補助金を広報費や備品類の拡充として申請することは可能となります。申請される場合は、国・県の補助金を受けることをお伝えください。

○補助金額・支払方法

問1 補助金額はどのぐらいになりますか。

答1 対象経費の総額2分の1で、最大150万円までの補助としています。1,000円未満の金額については切り捨てとなります。また、補助対象経費の総額が50万円を超えないものについては対象となりませんので、ご注意ください。

問2 支払方法について。

答2 補助金の支払いについては、工事等を終え支払いが完了していることを確認してから検査を行って支払う、精算払いとなっています。

問3 事前に補助金をいただくことはできませんか。

答3 原則、できません。事前に十全な資金調達をしてください。セミナー時には、金融機関の融資相談の時間も設けていますので、それらをご活用ください。

○審査会について

問1 審査する基準を教えてください。

答1 審査項目は、①実現可能性 ②競争優位性 ③発展性 ④継続性 ⑤政策目的適合性の5つです。

問2 審査結果については、教えていただくことは可能ですか。

答2 審査結果については、合否以外には非公表とさせていただきます。

問3 予算の残等により、合否が変わることはありますか。

答3 ありません。あくまでも、前号の基準を超えているかで判断しています。

○申請の変更について

問1 交付決定を受けた事業が予定により変更することとなりました。必要な手続きは何かありますか。

答1 事業そのものや事業所在地が変更となるような場合、変更申請を提出し、再度委員の許可や市長の承認が必要となります。

問2 補助経費の金額に変更が発生しました。委員や市長の承認は必要となりますか。

答2 交付金額に変更が生じず、対象経費の20%以内の変更であれば軽微な変更として取扱いますので、変更申請をするだけで良いです。

○その他について

問1 事業の継続が難しく、中止・廃業をする場合の手續について。

答1 補助交付の翌年度から起算して5年以内に、事業の中止・廃業をしようとする場合、市長の承認を受ける必要があります。事前に相談してください。

問2 補助により取得した備品類を売却することは問題ありませんか。

答2 取得し、又は効用が増加した単価50万円以上の備品・動産の売却・譲渡・取り壊しは市長の承認を得る必要があります。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数を超えたものに関してはこの限りではありません。売却等により収入を得た場合、その収入の全部もしくは一部を市に納付させることがあります。